

長期給付制度

長期給付とは

組合員が退職したときや障害の状態となったとき、又は死亡したときに、組合員又はその遺族の生活の安定を図ることを目的として支給される給付であり、年金と一時金があります。

年金制度の種類

年金制度は、大きくは公的年金、企業年金等、個人年金等の三つに分けられます。

このうち公的年金は、全国民が加入する国民年金（基礎年金）、一般のサラリーマンや公務員等を加入者とする厚生年金からなります。

厚生年金保険は、被保険者（加入対象者）の勤務形態「一般、国家公務員共済、地方公務員等共済、私立学校教職員共済」の4通りに区分され、実施機関も異なります。年金決定時には区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、公立学校共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき組織されている共済組合の一つです。

年金の種類 等		加入対象者	実施機関
公的 年金 制度	國民年金 (基礎年金)	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者	日本年金機構
	厚 生 年 金 被 保 險 者 1号厚生年金被保険者	(一般厚生年金被保険者) 会社、工場、法人などの適用事業所に勤務する70歳未満の者や適用事業所とされる船舶に乗り組員（船員等）	日本年金機構
	生 年 金 被 保 險 者 2号厚生年金被保険者	(国家公務員共済被保険者) 常勤の国家公務員	各省庁等の共済組合 (国家公務員共済組合連合会)
	年 金 被 保 險 者 3号厚生年金被保険者	(地方公務員等共済被保険者) 常勤の地方公務員 (都道府県職員、公立学校教職員、市町村職員)	公立学校共済組合 地方職員共済組合 警察共済組合 市町村職員共済組合
企業 年 金 等	金 被 保 險 者 4号厚生年金被保険者	(私立学校教職員共済被保険者) 私立学校法に定める学校法人、準学校法人の教職員	日本私立学校振興 共済事業団
	厚生年金基金 適格退職年金 確定拠出年金 国民年金基金など	個人年金商品 (生命保険、信託銀行、郵便局など)	
	個人年金等	財形年金	

公的年金制度の仕組み

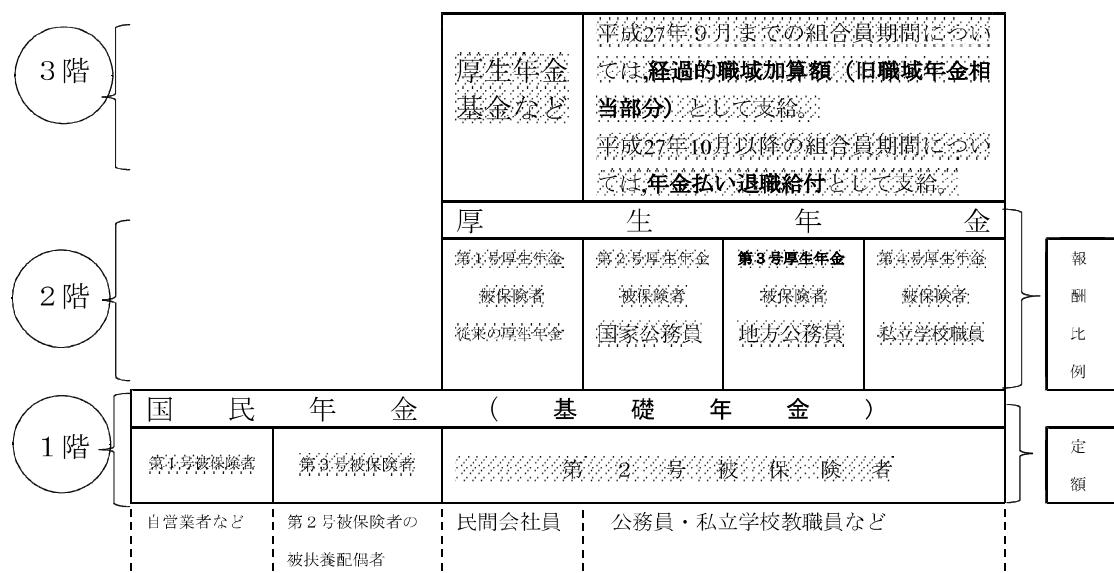
公的年金制度は、よく3階建ての仕組みであると言われています。

自営業者、民間会社員及び公務員等の被扶養配偶者などは国民年金に加入しており、65歳になると1階部分の基礎年金が給付されます。

民間の会社員は基礎年金に2階部分の厚生年金が上乗せして給付され、また、企業によってはさらに3階部分の企業年金（厚生年金基金など）が給付されます。

公務員等については、基礎年金に厚生年金と3階部分として加入期間に応じて経過的職域加算額（旧職域年金相当部分）や年金払い退職給付が上乗せして給付されます。

年額が、加入期間に応じて決まる基礎年金部分を定額部分というのに対して、加入期間と報酬によって決まる厚生年金部分を報酬比例部分といいます。



長期給付の種類

共済組合の長期給付には、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金の3種類の年金及び障害手当金（一時金）の計4種類の給付があります。

給付の名称	内 容
老齢厚生年金	組合員期間等が25年以上（経過措置あり。）である者が、退職した後に65歳に達したとき又は65歳に達した日以後に退職したときに給付されます。 なお、1年以上の組合員期間及び25年以上の組合員期間等を有する者が退職したときは、生年月日に応じた年金支給開始年齢から64歳までの間、「特別支給の老齢厚生年金」が給付されます。
障害厚生年金	組合員である間に初診日のある病気又は負傷により、一定の障害状態（共済組合が認定する障害等級が1級から3級に該当する状態）になったとき給付されます。
遺族厚生年金	組合員（又は組合員であった者）が死亡したとき、その遺族に給付されます。
障害手当金 (一時金)	組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、障害厚生年金の支給対象とならない程度の軽度の障害の状態となって退職したとき、又は退職後初診日から5年以内に軽度の障害の状態になったときに給付されます。

組合員期間及び組合員期間等

1 組合員期間

地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の次に掲げる組合員期間をいいます。

- (1) 常時勤務する地方公務員又は国家公務員（休職者等を含む。）
- (2) 警察庁の所属職員及び地方警務官
- (3) 地方公務員共済組合等の役職員
- (4) 地方団体関係団体の職員
- (5) その他長期給付の規定適用職員（現職派遣職員等）

2 組合員期間等

「組合員期間等」とは、次に掲げる期間を合算した期間をいいます。

- (1) 地方公務員共済組合の組合員期間（国家公務員共済組合の組合員期間を含む。）
- (2) (1)以外の国民年金法（以下「国年法」という。）の保険料納付済み期間に該当する次の期間
 - ア 国年法の第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間
 - イ 厚生年金保険の被保険者期間
 - ウ 私立学校教職員共済法による加入者期間
 - エ 国年法の第3号被保険者期間
- (3) 国年法に規定する保険料免除期間又は合算対象期間
 - （国年法の第2号被保険者の被扶養配偶者であった昭和61年3月31日以前の任意加入していなかった期間等）
- (4) 国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間とみなされた期間、又は合算対象期間に参入することとされている期間のうち組合員期間以外の期間

3 受給資格期間の特例

昭和31年4月1日以前に生まれた者については、25年の資格期間について特例措置があります。

生 年 月 日	受給資格期間
昭和27年4月1日以前に生まれた者	20年
昭和27年4月2日から昭和28年4月1日までの間に生まれた者	21年
昭和28年4月2日から昭和29年4月1日までの間に生まれた者	22年
昭和29年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた者	23年
昭和30年4月2日から昭和31年4月1日までの間に生まれた者	24年

給付の請求と時効

退職、死亡などにより長期給付の受給権が生じたときは、受給権者が共済組合等に対して請求する必要があります。

なお、受給権発生日から5年間請求を行わないときは、時効により受給権が消滅します。

年金額の改定

平成16年の改正法により、当面の間（年金財政が安定する見通しが立つまでの間）は、賃金や物価の変動率及び公的年金被保険者数の減少率、平均余命の伸びに応じて年金額を改定することになっています。（マクロ経済スライド）

具体的には、賃金や物価の上昇がそのまま年金額に反映されるのではなく、賃金や物価が上昇しても公的年金被保険者数が減少したり平均余命が伸びた場合は、その分年金額の上昇が抑えられることになります。

老齢厚生年金

老齢厚生年金は組合員期間等（厚生年金等を合算したすべての公的年金期間）が25年以上ある者が退職したときに65歳から支給されます。

ただし、生年月日に応じた年金支給開始年齢から64歳までは、組合員期間（国及び地方公務員の組合員期間）が1年以上及び組合員期間等が25年以上あるときに特別支給の老齢厚生年金が支給されます。

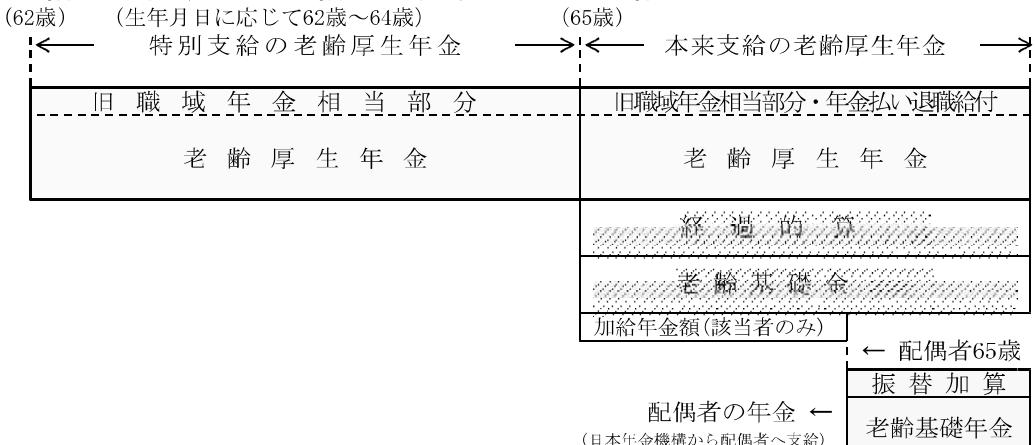
支給要件

- 1 老齢厚生年金（65歳から）
次の要件をすべて満たしているとき
(1) 退職した後に65歳に達したとき。
(2) 厚生年金被保険者期間があること。
(3) 受給資格期間が25年以上あること。
- 2 特別支給の老齢厚生年金（65歳になるまで）
次の要件をすべて満たしているとき
(1) 支給開始年齢以上であること。
(2) 厚生年金被保険者期間が1年以上であること。
(3) 受給資格期間が25年以上あること。

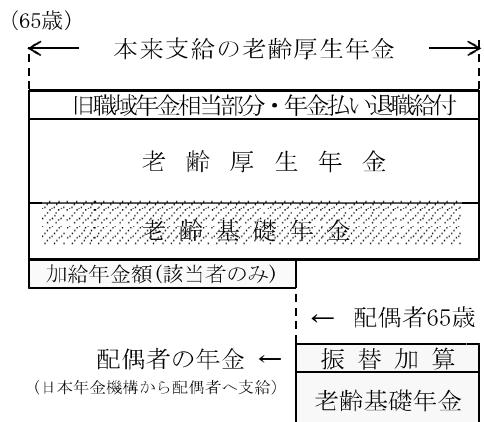
支給の内訳

支給内訳は下記のとおりとなります。 部分は日本年金機構から支給されます。

1 昭和30年4月2日から昭和36年4月1日生まれの者



2 昭和36年4月2日以降生まれの者



(注) 再任用制度により再任用された場合など再び共済組合員となった場合、その者の給与の額と年金の額との合計額に応じて、年金の全部または一部が支給停止されます。

加給年金額

組合員期間が20年以上ある者が、特別支給の老齢厚生年金の受給権発生日において、その者と生計を共にし、かつ、収入が850万円、又は所得が655.5万円未満である次のいずれかに該当する者を有するときに加算されます。

- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳の誕生日の属する年度の年度末までの子
- ③ 20歳未満の子で障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある子

なお、加給年金の対象となっている配偶者が65歳になると、配偶者自身に国民年金制度の「老齢基礎年金」が支給されることになるため、配偶者を対象とした加給年金額の加算はなくなります。

加算年金額は、公立学校共済組合（本部）のホームページで確認できます。

退職年金等給付

退職等年金給付（年金払い退職給付）は従来の職域年金相当部分の額に代わる新たな給付として、被用者年金一元化後に設けられたものです。平成27年10月1日以後の組合員期間を有する場合、一定の条件を満たした場合に支給されます。

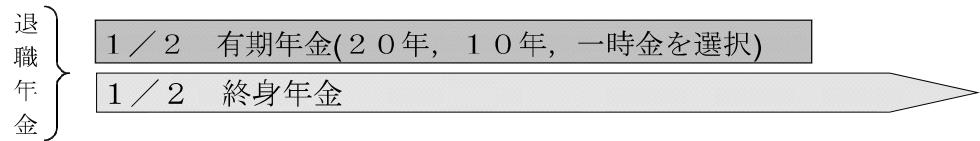
退職年金

1年以上の引き続く組合員期間を有する方が退職後に65歳に達したとき、または65歳に達した日以後に退職したときに受給することになります。

年金の2分の1を「終身退職年金」として、残りの2分の1を「有期退職年金」として受給することとなります。一時金での受給も可能です。

(支給要件)

- 1 65歳以上であること
- 2 退職していること
- 3 1年以上引き続く組合員期間を有していること



公務障害年金

組合員期間内に初診日がある公務による病気または負傷により、障害厚生年金の1級から3級までの障害等級に該当する障害状態になったときに受給することになります。なお、通勤災害は対象となりません。

(支給要件)

- 1 公務により病気にかかり、または負傷したとき
- 2 その病気または負傷に係る傷病についての初診日において組合員であるとき
- 3 障害認定日において当該傷病により、障害等級1級から3級までに該当する障害状態であるとき

公務遺族年金

組合員が次のいずれかに該当したときに受給することになります。なお、通勤災害は対象となりません。

(支給要件)

- 1 組合員が公務による病気または負傷に係る傷病により死亡したとき
- 2 組合員が退職後、組合員期間中の初診日がある当該傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき（1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある者の場合は、組合員が退職後、組合員期間中の初診日がある当該傷病により死亡したとき）
- 3 1級または2級の「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった当該傷病により死亡したとき（1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある者の場合は、「公務障害年金」の受給権者が、「公務障害年金」の受給権発生の原因となった公務傷病により死亡したとき）

年金支給開始年齢

生年月日	特 別 支 給 の 退 職 共 濟 年 金	來支給の年金
	60歳	65歳
昭和16年4月1日以前生れ	報酬比例部分等（厚生年金+旧職域年金相当部分） 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	61歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	62歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	63歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和24年4月2日～昭和28年4月1日	64歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日	65歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	61歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	62歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	63歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
昭和36年4月2日以降生れ	64歳 報酬比例部分等 定額部分	報酬比例部分等 老齢基礎年金
		65歳

障害厚生年金

組合員である間に初診日がある傷病により、障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する障害の状態になったときに支給されます。

障害等級が1級、2級の障害の状態になったときは、原則として障害基礎年金も支給されます。

また、老齢厚生年金と障害厚生年金の両方の権利があるときは、両方とも請求・決定手続をした上で、どちらか有利な方を選択します。

区分	1・2級の場合	3級の場合
共済組合から支給	障害厚生年金	障害厚生年金
日本年金機構から支給	障害基礎年金	

支給要件

- 1 その傷病について初めて医師や歯科医師の診療を受けた日（初診日）が在職中であること。
- 2 初診日から1年6月（傷病により例外有り。）を経過した日又はその傷病が治った日など（障害認定日）において、その傷病により障害等級が1級、2級又は3級の障害の程度に該当する障害の状態にあること。
- 3 傷病の初診日において組合員であった者のうち、障害認定日に障害等級が1級から3級までの障害程度に該当する障害の状態になくても、その日から65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害等級が1級から3級までの障害程度に該当する障害の状態になったとき。（事後重症制度）

(注) 原則として、平成27年9月30日以前に初診日・認定日があるときには、障害共済年金として決定します。障害共済年金を受給するためには、障害厚生年金とほぼ同様の要件を満たしていることが必要です。

また、公務災害（通勤災害を除く）により障害の状態になった場合には、公的年金とは別枠の給付として公務障害年金が支給されます。

加給年金額

障害等級が1級又は2級の場合、受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた65歳未満の配偶者（恒常的な収入が年額850万円（所得が655.5万円以上の者に限る。）以上の収入を将来にわたって有すると認められない者）があるときは、加給年金額が加算されます。

2つ以上の障害があるとき

障害厚生年金の受給者にさらに他の障害が生じたときは、前後の障害を併合した認定等による障害厚生年金を支給します。

公務等による障害厚生年金と障害補償年金との調整

公務等による障害厚生年金の受給権者が、地方公務員災害補償法による障害補償年金等が支給されることとなったときは、これらが支給される間、公務等による障害補償年金等が併給調整されます。

障害程度の認定（事前認定）

障害厚生年金等の請求には、障害程度の級の認定を受ける必要があります。

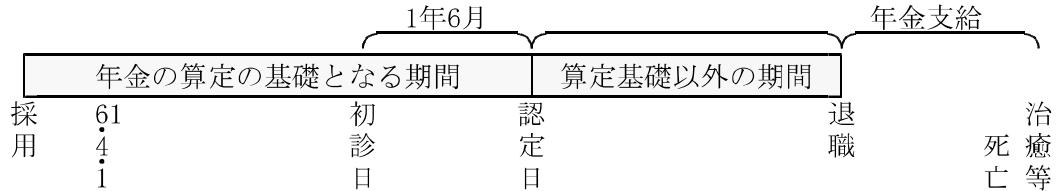
認定請求を希望するときは、障害の種類や程度に応じて様式が異なりますので事前に当支部へ申し出てください。

障害程度事前認定に必要な書類

- 1 事前認定請求書
- 2 診断書（障害の種類による指定の様式）
- 3 申立書（指定の様式）

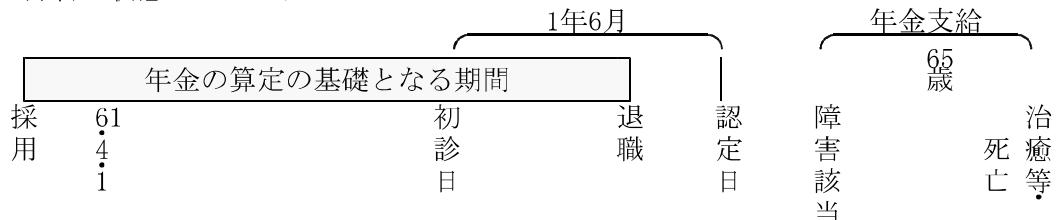
障害認定日

1 その傷病について初めて医師の診療を受けた日(初診日)から1年6月を経過した日、又はその傷病が治った日、若しくはその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日



(注) 障害厚生年金の算定の基礎となる期間には、障害認定日の属する月の翌月以後の組合員期間は含まれません。

2 徐々に症状が悪化していく傷病などで、障害認定日において障害等級に該当する状態になくとも65歳に達する日の前日までの間に、その傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態に至った日



障害認定日の特例

障害認定日は原則として「初診日から1年6月を経過した日」となりますが、次の傷病については、当該日が障害認定日になります。

傷病名	障害認定日
人工骨頭又は人工関節を挿入置換	その日
心臓ペースメーカー又は人工弁装着	その日
人工透析療法施行	開始日から3か月経過の日
上肢又は下肢の離断又は切断	その日
人工肛門又は人工膀胱造設、尿路変更術施行	その日
喉頭全摘出	その日
在宅酸素療法	在宅酸素療法を開始した日

障害手当金

組合員である間に初診日のある公務によらない傷病により、初診日から5年以内に障害厚生年金の対象とならない程度の軽度の障害の状態になったときには、障害手当金が支給されます。

他の給付との調整

次のいずれかに該当するときは、障害手当金は支給されません。

- 1 老齢厚生等の受給権者
- 2 国民年金法、及び他の共済組合各法による年金の受給権者
- 3 その傷病について、地方公務員災害補償法による通勤災害による障害補償、又はこれに相当する補償を受ける権利を有する者

遺族厚生年金

遺族厚生年金の額は、組合員又は組合員であった者の年金のうち、厚生年金部分の額及び旧職域年金相当部分の額の4分の3に相当する額として算定されます。

なお、遺族厚生年金の受給権者が子のいない40歳以上65歳未満の妻であるときには、中高齢寡婦加算が加算されます。

	子のある配偶者又は子	子のない妻
共済組合から支給	遺族厚生年金	遺族厚生年金
日本年金機構から支給		中高年寡婦加算
遺族基礎年金		

支給要件

組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給されます。

- 1 組合員が死亡したとき
- 2 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年以内に死亡したとき
- 3 障害等級が1級又は2級の障害厚生(共済)年金又は旧共済法による障害年金(1級から3級まで)の受給権者が死亡したとき
- 4 退職厚生(共済)年金の受給権者若しくは旧共済法による退職年金等の受給権者又は組合員期間等が25年以上である者が死亡したとき

上記支給要件の1, 2, 3に該当した場合の年金額と4に該当した場合の年金額とでは、計算方法が異なります。また、1から3に該当し、かつ4にも該当するときはいずれか有利な方の受給を選択できます。

遺族の範囲

組合員又は組合員であった者の死亡当時（失踪の宣告を受けた組合員であった者にあっては、行方不明となった当時），その者によって生計を維持していた次の者だけをいいます。

- 1 配偶者（事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子(胎児を含む。)
- 2 父母
- 3 孫
- 4 祖父母

(注) 1 子及び孫とは、18歳に達する日の属する年度末までの間にあってまだ配偶者のない者、組合員又は組合員であった者の死亡の当時から引き続き障害等級の1級又は2級の障害状態にある20歳未満で配偶者がいない者に限られます。

(注) 2 生計を維持していた者とは、組合員又は組合員であった者と生計を同一にしていた者のうち、恒常的な収入が年額850万円（所得が655.5万円以上の者に限る。）以上の収入を将来にわたって有すると認められない者をいいます。

(注) 3 遺族が2人以上いるときは、上記1から4の順序で先順位の者に支給し、先順位者が失権しても次順位以下の者への転給はない。同順位者が2人以上いるときは、その人数によって等分して支給することとされています。

(注) 4 夫、父母及び祖父母は、受給権発生時に55歳以上である必要があります。が2
支給停止人

- 1 夫、父母、祖父母(障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者を除く。)が遺族に該当するとき、60歳に達するまでの間、遺族厚生年金の支給が停止されます(夫に対する遺族厚生年金については、夫が遺族基礎年金を受ける権利を有する時を除く。)。
- 2 子に対する遺族厚生年金は、同順位者である配偶者が受給している間は支給が停止されます。このときには、停止された子に対する給付は、配偶者に支給することとされています。

遺族厚生年金の失権

遺族厚生年金の受給権者が、次のいずれかに該当したときは、その権利を失うことになります。ただし、年金を受けることのできる遺族の次順位者がいるときは、その者に支給されます。

- 1 死亡したとき。
- 2 結婚したとき。
- 3 直系血族及び直系姻族以外の者の養子となったとき。
- 4 子又は孫が18歳の誕生日の属する年度の年度末に達したとき(障害等級の1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者は20歳に達するか配偶者ができたときや、その状態でなくなったときは失権します。)。

公務等による遺族厚生年金と遺族補償年金との調整

公務等による遺族厚生年金の受給権者が、地方公務員災害補償法による遺族補償年金等が支給されることになったときは、その間、遺族補償年金が併給調整されます。

給与所得による制限

老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給者が再就職して、常勤の公務員や民間会社等勤務し厚生年金保険の被保険者になったり、国会議員又は地方議会議員等になったときには、所得制限制度に基づきその者の給与等と年金額の合計額により、当該厚生年金等の被保険者である間、年金額の一部が支給停止されます。

支給停止対象

厚生年金部分

支給停止年金額

給与等（総報酬月額相当額）と年金額（基本月額）の月額の合計が停止基準月額28万円に達するまでは満額の年金が支給され、これを超えるときは給与等（総報酬月額相当額）の増加2に対し年金額（基本月額）1が停止されます。

（支給停止額の算式）

$$\text{支給停止額} = (\text{基準収入月額相当額} + \text{基本月額} - \text{支給停止調整額}) \times 1/2 \times 12\text{月}$$

総報酬月額相当額：標準報酬月額 + (過去1年間の標準賞与 × 1/12)

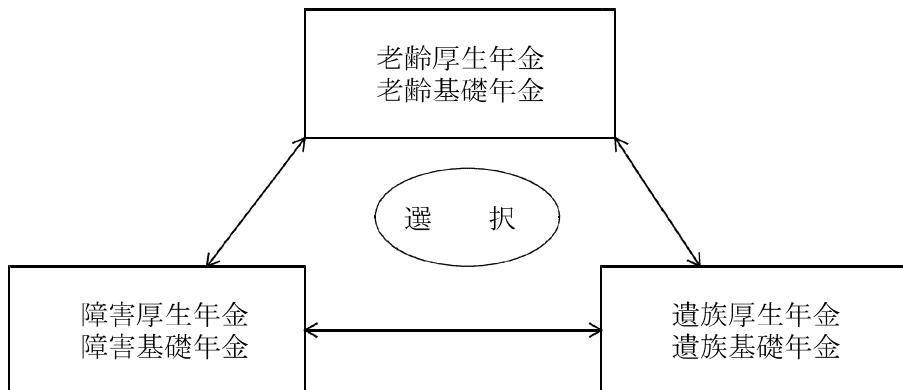
基本月額：年金から旧職域年金部分及び加給年金額を除いた額 × 1/12

停止調整額：停止調整額は、28万円（毎年見直される）

年金の併給調整

年金は、「一人一年金」を原則とし、複数の年金を受けられるときは、原則としていずれか一つの年金を選択することにより、他の年金の支給は停止されます。これを「併給調整」といいます。

併給調整の選択



□内の年金同士は、併給可能です。（同一の支給事由に限る）

（例）老齢厚生年金＋老齢基礎年金

↔は、併給は行われず。（どちらか一方を選択）

（例）老齢厚生年金＋障害厚生年金

選択の変更

年金の種類の選択は、将来に向かっていつでも変更ができます。

雇用保険法による給付との調整

65歳未満の特別支給の退職共済年金の受給権者が失業給付を受給するとき、失業の認定を受けるために公共職業安定所に求職の申込みを行った日の属する月の翌月から、その申込みによる失業給付の基本手当の受給期間が経過するに至った月又は所定給付日数が満了した日の属する月までの間は旧職域年金部分を除き、特別支給の退職厚生年金は支給停止されます。

年金の給付制限

組合員又は組合員であった者が、禁固以上の刑に処せられたとき又は停職以上の懲戒处分を受けたときには、退職厚生年金又は障害厚生年金の一部が支給停止されます。

また、遺族厚生年金の受給権者が禁固以上の刑に処せられたときも給付制限があります。制限を受ける期間は当該制限を開始すべき月から60月に限り行うこととされています。

年金の支給期月

年金の支給期月は、他の公的年金と同様に、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の年6回です。

それぞれの前々月及び前月分が15日に支給されます。

3月末に定年により退職した者は、4、5月分が原則として6月に支給されます。

既給一時金の返還

過去に退職一時金等の支給を受けた者が、老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有することとなったとき、あるいはその遺族が遺族厚生年金を受けることとなったときは、原則としてその支給を受けた退職一時金等の額に利子に相当する額を加えた額を返還することになります。

一般組合員資格喪失時の長期給付（年金）関係手続

1月以上の組合員期間がある一般組合員が資格喪失した場合には、長期給付（年金）関係の手続が必要となります。

なお、老齢厚生年金の受給権の有無等により手続内容が異なりますが、原則として、一般組合員資格喪失時に提出する「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき（一般組合員資格喪失時の手続については8ページを参照），状況に応じて手続を行います。

老齢厚生年金の受給権が発生していない方

「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、待機者登録を行います。待機者登録とは、将来の年金決定に必要な年金記録（公務員期間、報酬額等）をデータとして登録する手続です。

※ 待機者登録が完了するとご自宅に「待機者登録通知書」が届きますので大切に保管してください。

なお、待機者登録に当たっては、任命権者から提出される履歴書と給料記録を確認した上で登録処理を行いますので、「待機者登録通知書」が届くまで3～6か月程度要します。

老齢厚生年金の受給権が発生している方（請求中の方を含む。）

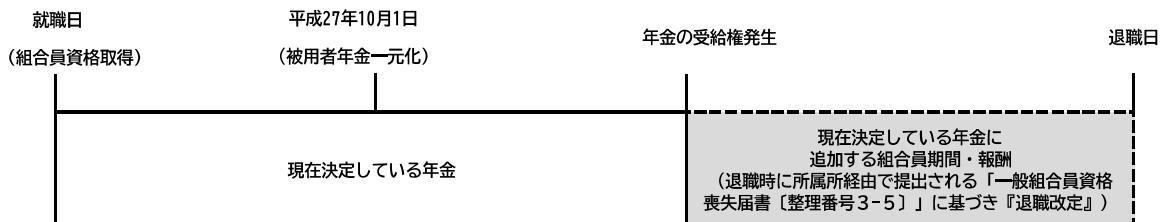
「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、公立学校共済組合の老齢厚生年金を改定する処理（退職改定）を行います。退職改定とは、年金受給者が退職する時点において、受給権発生後から退職までの組合員期間や報酬を追加して年金を再計算する手続です。

そのほか、老齢厚生年金を繰下げ中の方については、「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき、繰下げ待機者登録を行います。繰下げ待機者登録とは、将来の老齢厚生年金の繰下げ請求に備えて、年金算定の基礎となる退職までの組合員期間・報酬を公立学校共済組合本部に登録する手続です。

※ 65歳以上で一般組合員を退職する方については、退職年金（通称：年金払い退職給付）の受給権が発生する場合があります。年度末退職者の場合は、原則、鹿児島支部から事前に請求手続を案内します。

※ その他、障害年金や老齢年金の繰上げ、特別支給の老齢厚生年金の長期・障害特例請求を行う場合は、鹿児島支部年金相談窓口までご連絡ください。

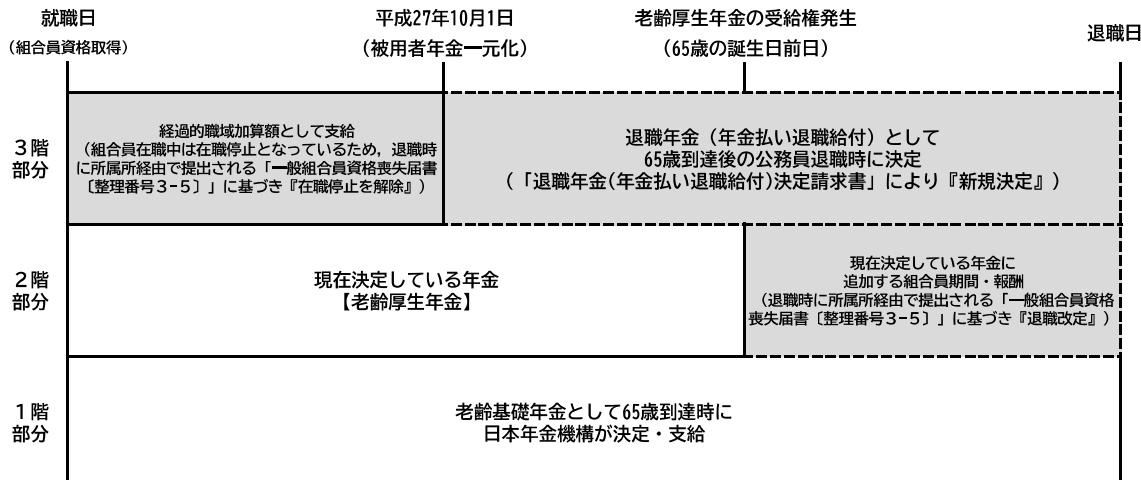
● 資格喪失時点で65歳未満『退職改定等』のイメージ



※ フルタイム再任用中は在職停止となっている『経過的職域加算額』についても退職時に所属所経由で提出される「一般組合員資格喪失届書〔整理番号 3-5〕」に基づき『在職停止の解除処理』を行います。

(R6.4 改定)

● 資格喪失時点で65歳以上の『退職改定等』のイメージ

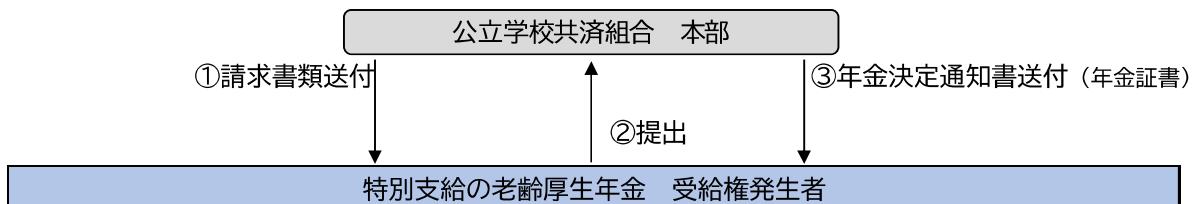


※ 3階部分の経過的職域加算額は、平成27年10月以前に公務員期間がない方は支給はありません。

一般組合員の年金請求手続

特別支給の老齢厚生年金 請求手続

1 退職後無職または民間会社等へ再就職し、公立学校共済組合員でない方
〔受給権発生時〕



2 フルタイム再任用等で公立学校共済組合員（一般組合員）として在職中の方

手続の流れは、上記表のとおりですが①の請求書類送付及び②提出は鹿児島支部を通じて行い、支部へ提出、後日共済組合本部から年金決定通知書（年金証書）が送付されます。

65歳からの老齢厚生年金 請求手続

特別支給の老齢厚生年金の権利は、65歳に到達された時点で消滅し、それ以降は、新たに「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」の2種類の年金を受給することになります。また、加給年金該当者の請求も行います。

単一者^(※注)の場合、老齢基礎年金は共済組合を通じて請求します。

満額支給開始年齢(65歳)に到達する約1か月前に共済本部または鹿児島支部から請求書類が送付されます。

※注 単一者とは、公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがない方をいいます。

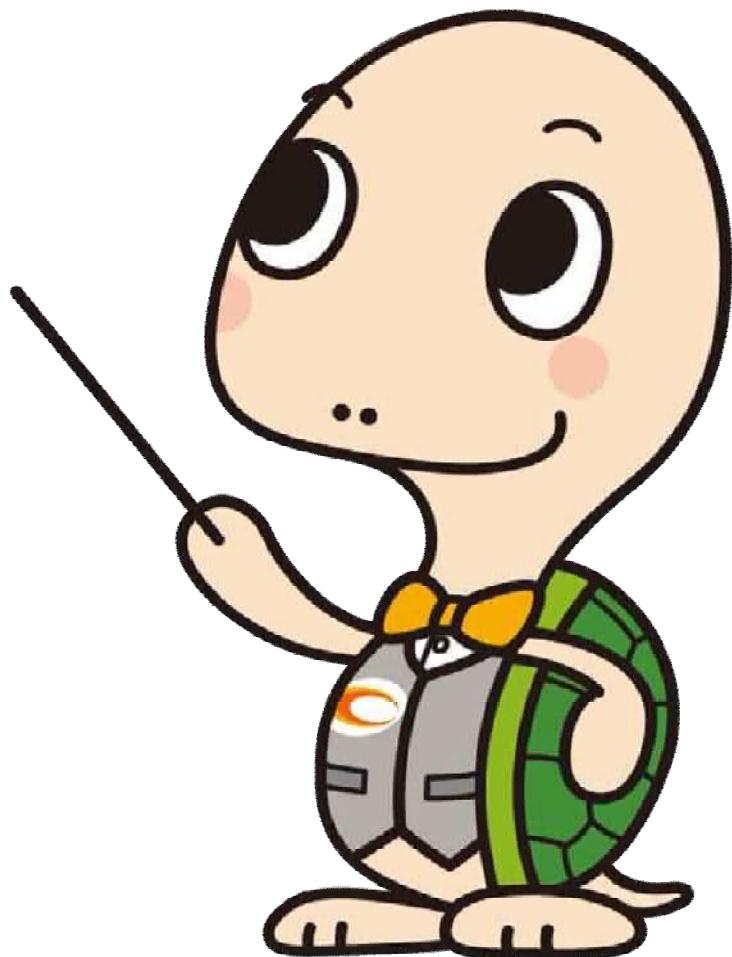
混在者（公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがある方）は、老齢厚生年金は公立学校共済組合本部または鹿児島支部から、老齢基礎年金は日本年金機構から、それぞれ請求書類が送付されます。

(R6.4 改定)

年金加入期間確認通知書発行機関

区分	発行機関
日本私立学校振興・共済事業団被保険者期間 (http://www.shigaku.go.jp/)	〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部業務部長期給付課 TEL 03-3813-5321
	〒890-8533 鹿児島市鴨池新町5-25 鹿児島南年金事務所 TEL 099-251-3111
	〒892-8577 鹿児島市住吉町6-8 鹿児島北年金事務所 TEL 099-225-5311
	〒895-0012 薩摩川内市平佐町2223 川内年金事務所 TEL 0996-22-5276
	〒893-0014 鹿屋市寿3-8-19 鹿屋年金事務所 TEL 0994-42-5121
	〒899-5212 姶良市加治木町諫訪町113 加治木年金事務所 TEL 0995-62-3511
	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-1 奄美大島年金事務所 TEL 0997-52-4341
公立学校共済組合組合員期間 (年金受給者、年金待機者) (http://www.kouritu.go.jp/)	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5 公立学校共済組合本部 TEL 03-5259-1122

- (注) 1 退職後の老齢厚生年金(公務員)の手続や問い合わせは、公立学校共済組合鹿児島支部へ。
 2 国民年金(基礎年金)の問い合わせは、最寄りの年金事務所へ。



(R6.4)

年金分割制度

1 離婚時の共済年金の分割（平成19年4月実施）

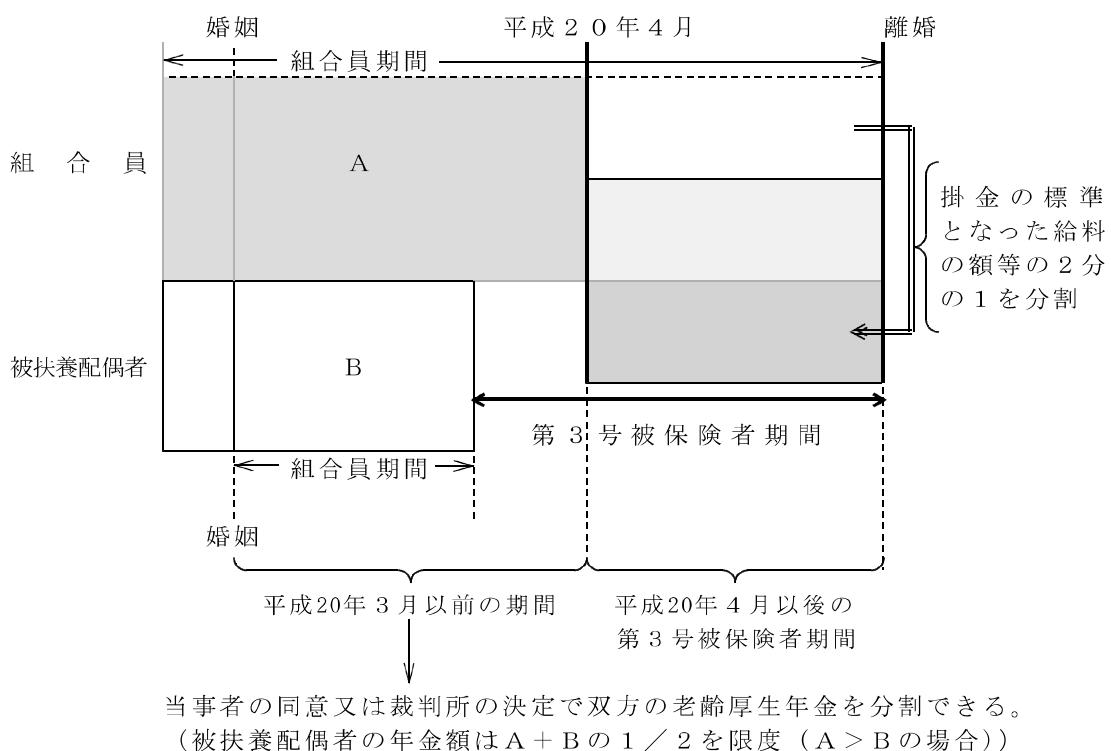
離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば婚姻期間についての厚生（共済）年金を分割（当事者双方の婚姻期間中の合計額の2分の1を上限）することができます。

なお、平成19年4月以降に成立した離婚を対象としますが、それ以前の婚姻期間についても分割の対象とします。

2 第3号被保険者期間についての厚生（共済）年金の分割（平成20年4月実施）

離婚した場合又は分割を適用することが必要な事情があると認められる場合には、国民年金の第3号被保険者期間（平成20年4月以降の期間）についての厚生（共済）年金の2分の1を分割することができます。

離婚したときの老齢厚生年金の分割のイメージ



(注) 1 厚生年金制度では、上記のような分割制度を実施するため、掛金の標準となった給料の額及び掛金の標準となった期末手当等の額について特例を適用することとし分割後の掛け金の標準となった給料の額及び掛け金の標準となった期末手当等の額に基づいて年金が計算されます。

(注) 2 提出期限

離婚等が成立した日の翌日から起算して2年を経過した場合は、離婚特例請求をすることはできません。

国民年金

基礎年金制度

昭和60年の制度改革により、昭和61年4月から満20歳以上60歳未満の国民は、国民年金制度の被保険者として強制加入になっています。

この全ての国民に共通する基礎的な年金が基礎年金です。

1 国民年金の被保険者の範囲

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農業・自営業などに従事する者及び20歳以上の学生（平成3年4月から強制加入） ただし、被用者年金（共済年金・厚生年金）各法の退職（老齢）年金の受給権者は適用除外
第2号被保険者	被用者年金各法の組合員又は被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者 ※ 地方公務員等共済組合の組合員は、組合員となった日から同時に国民年金の第2号被保険者となり、組合員の被扶養配偶者は届け出により第3号被保険者となる。

(注) 公立学校共済組合員の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の共済組合被扶養認定配偶者）で第3号被保険者の届をしてある者の国民年金の保険料については、昭和61年4月から個人で納める必要はありませんが、組合員が退職するとその資格を喪失しますので種別変更の届出が必要となります。

2 基礎年金の種類

給付の名称	内 容
老齢基礎年金	組合期間や国民年金、厚生年金などの公的年金制度の加入期間が通算して25年以上である者が65歳に達したときに支給
障害基礎年金	組合員期間や国民年金、厚生年金などの公的年金制度の加入期間中に初診日のある傷病により、障害認定日において障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態になったときに支給 (初診日前に共済組合の掛金などの保険料納付済期間<保険料免除期間を含む。)>が加入期間の2/3以上あることが必要)
遺族基礎年金	組合員などの国民年金法による被保険者又は老齢基礎年金の受給権者などが死亡したときに支給 (被保険者の死亡については、死亡した日の属する月前に、死亡した者の保険料納付済期間<保険料免除期間を含む。)>が加入期間の2/3以上あることが必要)

(注) この基礎年金の年金額の計算の対象となる期間は、国民年金が発足した昭和36年4月1日以後の公的年金各制度の加入期間（国民年金への任意加入期間も含む。）です。

なお、複数の基礎年金を受ける権利を有するものに関しては、その者の選択する一つの基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金

支給要件

老齢基礎年金は、65歳に達する日前の次に掲げる期間を合算した期間が25年以上ある者が、65歳に達したときに支給されます。

- 1 保険料納付済期間（被用者年金の組合員又は被保険者であった期間で昭和36年4月1日以後の期間も含みます。）
- 2 保険料免除期間
- 3 改正前の国民年金制度に任意加入できることとなっていた期間で任意加入しなかつた期間（昭和61年3月31日以前の組合員の被扶養配偶者である妻であった20歳以上60歳未満の期間など。）
- 4 昭和36年4月1日前の公的年金制度に加入していた期間

上記のうち、3、4の期間は、基礎年金の受給資格期間を満たしているかどうかを判断する際に参入される期間であり、年金額の計算の基礎にはなりません。（いわゆる「カラ期間」）

なお、昭和31年4月1日以前に生まれた者については、受給資格の期間をその者の生年月日に応じて20年～24年に短縮する特例措置がもうけられています。（40頁参照）

老齢基礎年金の額

20歳から60歳までの40年間の全部が保険料納付済期間であるときは、老齢基礎年金の額は780,100円です。

保険料納付済期間が40年(480月)に満たないときの計算は次のとおりです。

$$\frac{780,900 \times \text{改定率} \times \text{保険料納付月数} + \text{保険料半額免除月数} \times 3/4 + \text{保険料全額免除月数} \times 1/2}{\text{加入可能期間の月数}}$$

(注) 1 改定率は、平成28年度 0.999

配偶者の振替加算

加給年金額対象配偶者が65歳になると、自身の国民年金から老齢基礎年金が支給されますので、組合員であった者に支給されていた加給年金額は支給されなくなります。

なお、昭和41年4月1日以前に生まれた者については、国民年金の加入期間が短いこととなるため、生年月日に応じて加算（振替加算）があります。（57頁参照）

支給期間

65歳に達した日の属する月の翌月から、死亡した日の属する月まで支給されます。

●被用者の配偶者の老齢基礎年金に対する振替加算額

平成28年度は次の算式により算定された額（特例水準の額）となります。

振替加算額=224,500円 × 次表の率

生年月日	s61.4.1 の年齢	率	加算額 (参考)
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	(59歳)	1.000	224,500円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	(58歳)	0.973	218,439円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	(57歳)	0.947	212,602円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	(56歳)	0.920	206,540円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	(55歳)	0.893	200,479円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	(54歳)	0.867	194,642円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	(53歳)	0.840	188,580円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	(52歳)	0.813	182,519円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	(51歳)	0.787	176,682円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	(50歳)	0.760	170,620円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	(49歳)	0.733	164,559円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	(48歳)	0.707	158,722円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	(47歳)	0.680	152,660円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	(46歳)	0.653	146,599円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	(45歳)	0.627	140,672円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	(44歳)	0.600	134,700円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	(43歳)	0.573	128,639円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	(42歳)	0.547	122,802円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	(41歳)	0.520	116,740円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	(40歳)	0.493	110,679円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	(39歳)	0.467	104,842円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	(38歳)	0.440	98,780円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	(37歳)	0.413	92,719円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	(36歳)	0.387	86,882円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	(35歳)	0.360	80,820円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	(34歳)	0.333	74,759円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	(33歳)	0.307	68,922円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	(32歳)	0.280	62,860円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	(31歳)	0.253	56,799円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	(30歳)	0.227	50,962円
昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	(29歳)	0.200	44,900円
昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	(28歳)	0.173	38,839円
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	(27歳)	0.147	33,002円
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	(26歳)	0.120	26,940円
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	(25歳)	0.093	20,879円
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	(24歳)	0.067	15,042円
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	(23歳)	0.067	15,042円
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	(22歳)	0.067	15,042円
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	(21歳)	0.067	15,042円
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	(20歳)	0.067	15,042円

この振替加算と、妻自身の本来の老齢基礎年金の額を合算したものが妻名義の老齢基礎年金として支給されることになります。

障害基礎年金

支給要件

障害基礎年金は、その傷病の初診日において次のいずれかに該当する者であって、かつ、その傷病の初診日前の被保険者期間については、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が、当該被保険者期間の2／3以上あるときとされています。

- 1 被保険者であること。
 - 2 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。
なお、上記に該当した者が、次のいずれかに該当したときに支給されます。
 - (1) 障害認定日（初診日から1年6ヶ月を経過した日又はその前に傷病が治ったときは治った日）に障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態にあるとき。
 - (2) 障害認定日に障害等級に該当する程度の障害の状態になかった者が、同日以後65歳に達する日の前日までの間に、障害等級が1級又は2級に該当する程度の障害の状態になったとき。
- （注）障害厚生（共済）年金の障害等級3級に該当するときは、障害基礎年金は支給されません。

障害基礎年金の額

障害基礎年金は、定額で次のとおりです。

また、その受給権者がその権利を取得した当時、その者によって生計を維持していた18歳未満の子、又は20歳未満で障害等級が1級又は2級の障害の状態にある子があるときは子2人までは各224,500円、3人目からは各74,800円が加算されます。

平成23年4月からは、障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たす場合にも、届出により新たに加算されることになりました。

ただし、障害年金の子の加算と児童扶養手当は、同時に受けられません。

障害等級1級の場合	975,125円	（+加算額）
障害等級2級の場合	780,100円	（+加算額）

支給期間

障害認定日（障害認定日が20歳前のときは20歳に達した日）の属する月の翌月（事後重症のときは、請求のあった日の属する月の翌月）から支給され、死亡した日又は障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態に該当しなくなった日の属する月まで支給されます。

遺族基礎年金

支給要件

遺族基礎年金は、次のいずれかに該当する者が死亡したとき、その遺族に支給されます。

- 1 被保険者
 - 2 被保険者であった者で、日本国内に住居を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者
 - 3 老齢基礎年金の受給権者
 - 4 老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者
- (注) 1, 2の場合は、保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が、当該被保険者期間の2/3を満たしていることが必要です。

遺族の範囲

遺族基礎年金は、上記1から4までの被保険者などの死亡した当時、その者によって生計を維持していた次の要件に該当する子のある配偶者又は子に支給されます。

- 1 配偶者については、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子又は20歳未満で障害等級が1級又は2級に該当する子と生計を同じくしている者（子は婚姻していない者に限る）
- 2 子については、18歳に達する日の属する年度末までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級又は2級に該当する障害のある者で、現に婚姻していない者
- 3 被保険者などの死亡当時胎児であった子が、生まれたとき

遺族基礎年金の額

遺族基礎年金は、年金額については、日本年金機構のホームページで確認してください。